

高崎市第4次環境基本計画

【資料編】

資料 1	高崎市環境基本条例.....	1 ～ 4
資料 2	高崎市環境審議会規則.....	5、6
資料 3	高崎市環境審議会委員名簿.....	7
資料 4	データ集.....	8 ～ 23
資料 5	実現に向けた施策の所管.....	24 ～ 28

高崎市環境基本条例

平成 8 年 3 月 27 日

条例第 19 号

人は、この恵み豊かな大地の中で生きて、文化創造の道を歩んできた。しかし、生活のための資源利用の速度は、ついに自然の生命の復元能力を超えるまでになり、地球環境に重大な影響を与えるまでに至っている。

地球環境は、すべての生命を育む母胎であり、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立つ有限なものである。この地球環境を保全し、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来にわたって享受できるようにすることは、現在及び将来の人々に対する私たちの責務である。

高崎市は、良好な環境のもとに、北関東の主要な都市の一つとして発展し、産業をはじめ、文化的領域においても目覚ましい業績を示してきた。しかし、その発展の過程や世界的規模での社会経済活動の拡大と都市化の進展によって、本市においても良好な環境が損なわれつつある。

緑豊かな自然環境を背景に持つ私たち市民は、良好な環境を享受し得る立場にあることを認識するとともに、良好な環境の保全及び創造は生命秩序に対する責務であることを決意し、環境と人とが共生する都市づくりを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、環境に関する施策(以下「環境施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することによって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市の施策を実施するに当たっては、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市における基本的な構想を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

- 3 市は、市民及び事業者の環境への理解を深めるとともに、良好な環境の保全及び創造に努める意欲を高めるため、必要な措置を講じなければならない。

(平 12 条例 5・平 23 条例 41・一部改正)

(市民の責務)

- 第 4 条 市民は、自ら環境への理解を深め、良好な環境の保全及び創造に努めるとともに、市の実施する環境施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、その事業活動によって生ずる環境への負荷を低減するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市の実施する環境施策に積極的に協力しなければならない。
- 2 事業者は、法令を遵守することはもとより、良好な環境を保全及び創造するため、最大限の努力をしなければならない。

(環境施策の基本方針)

- 第 6 条 市の環境施策は、次に掲げる方針に基づくものとする。

- (1) 科学的知見に基づくこと。
- (2) 迅速性があり、かつ、効果的であること。
- (3) 施策相互に整合性が保たれていること。
- (4) 市民参加の促進を図ること。
- (5) 生態系に配慮すること。
- (6) 地球環境に配慮すること。
- (7) 歴史的及び文化的環境に配慮すること。

(環境基本計画の策定等)

- 第 7 条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、高崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(市の施策)

- 第 8 条 市は、従来の公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、環境基本計画に基づき、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。
- (1) 社会経済活動の環境への配慮
 - (2) 環境保全に関連する社会資本の整備
 - (3) 環境上健康で安全な生活の確保

- (4) 豊かな自然環境の保全
- (5) 地球環境保全等に関する国際協力への活動
- (6) 環境教育の推進及び環境に関する広報活動の充実
- (7) 環境情報の収集及び提供

(国等との連携)

第9条 市は、良好な環境を保全及び創造するため広域的な取組みが必要と認められるものについて、国又は他の地方公共団体に対し協力を求め、連携して必要な措置を講ずるものとする。

(指導等)

第10条 市長は、環境への負荷を低減し、又はその改善を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(環境審議会の設置)

第11条 市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、高崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織及び委員)

第12条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例30・一部改正)

(会長及び副会長)

第13条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第14条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境調整会議)

第15条 市長は、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、高崎市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を設置し、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 次条の規定による環境調査に関すること。
- (3) その他環境施策の総合的推進に関すること。

2 前項に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境調査)

第16条 市長は、市の主要な施策の立案に際し、良好な環境の保全及び創造に資するため、環境の観点から調査を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第11条から第14条まで及び第16条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第38号で平成8年10月1日から施行)

(平成12年規則第57号で附則ただし書に規定する規定(第16条の規定に限る。)は、平成12年4月1日から施行)

附 則(平成11年12月22日条例第30号)抄

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第5号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

高崎市環境審議会規則

平成8年9月26日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎市環境基本条例(平成8年高崎市条例第19号。以下「条例」という。)

第14条の規定に基づき、高崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 条例第3条第2項に規定する計画の策定に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項に定める一般廃棄物の減量等に関する事項に関すること。
- (3) その他良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。

(平11規則45-7・平17規則97・一部改正)

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させることができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(平9規則5・平14規則39・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

(高崎市公害対策審議会運営規則の廃止)

2 高崎市公害対策審議会運営規則(昭和47年高崎市規則第7号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月25日規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月22日規則第45－7号)抄

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第39号)抄

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

高崎市環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職	備考
学識経験を有する者	青井 透	群馬工業高等専門学校 特命教授	会長
	飯島 明宏	高崎経済大学 教授	副会長
	笠井 克行	高崎地区産業環境保全連絡協議会 副会長	
市議会議員	田角 悦恭	市民経済常任委員会 委員長	
関係行政機関の職員	野口 喜充	高崎市小学校長会 環境教育世話係校長	
	曲沢 修	西部環境森林事務所 所長	
公募した市民	島方 孝晴		
	林 いずみ		
その他市長が必要と認める者	伊澤 和男		
	井田 雅江	高崎市薬剤師会 理事	
	伊藤 實	高崎市農業委員会 委員	
	上原 充代	高崎市食生活改善推進協議会 会長	
	遠藤 直行	高崎商工会議所 議員	
	岡本 克実	高崎市医師会 副会長	
	沖野 佐知子		
	高橋 久子	高崎市くらしの会	
	田島 淳子		
	関根 康雄	高崎市環境保健協議会 常任理事	
	阿久津 浩美	高崎商店街連盟 副代表幹事	
	深堀 達義	高崎食品衛生協会 専務理事	

(区分別五十音順、敬称略)

データ集

本計画書では、これまでの取り組みの成果や実績を十分に考慮し、今後目指す姿の実現に向けて現実的かつ効果的な施策の展開を計画しています。

ここでは、過去の年度ごとに得た成果、実績を各分野別に紹介します。

なお、平成25年度より高崎市第3次環境基本計画後期計画の運用が開始されたため、指標や環境関連事業の変更に伴い、一部の項目に平成24年度実績データの不整備箇所があります。

1 資源が循環する環境にやさしいまちづくり

(1) 適正な排出の推進

○1人1日あたりのごみ排出量（単位：g/人日）

	H24	H25	H26	H27	H28
1人1日あたりのごみ排出量	1,064	1,043	1,027	1,004	986

○資源化率（単位：%）

	H24	H25	H26	H27	H28
資源化率	13.5	13.4	13.7	13.3	13.1

○生ごみ処理器購入費補助実績

	H24	H25	H26	H27	H28
コンポスト					
申請基数（基）	116	137	136	118	122
補助金総額（円）	313,700	374,400	396,300	337,700	347,400
EMボカシ					
申請基数（基）	96	64	41	50	37
補助金総額（円）	157,800	101,300	67,600	80,400	60,800
電動式					
申請基数（基）	35	36	42	50	40
補助金総額（円）	687,900	715,200	1,077,700	1,251,000	986,600
合計					
申請基数（基）	247	237	219	218	199
補助金総額（円）	1,159,400	1,190,900	1,541,600	1,669,100	1,394,800

○リユースセンター開催実績

	H24	H25	H26	H27	H28
開催回数（回）	2	2	2	2	2
展示数（点）	165	162	134	158	155
再利用希望数（点）	133	131	109	129	126
来場者数（人）	1,081	1,460	1,376	1,279	1,180
投票者数（人）	696	813	742	858	858

○ごみの収集量（単位：t）

	H24	H25	H26	H27	H28
燃やせるごみ	118,441	116,115	112,978	112,289	110,500
燃やせないごみ	6,860	6,620	6,601	6,067	6,109
粗大ごみ	762	736	733	674	679
資源物	8,783	8,706	8,617	8,504	8,425
危険物	108	103	106	99	95
直接埋立	1,746	1,925	2,842	2,306	1,586

○使用済小型家電回収量（単位：t）

	H24	H25	H26	H27	H28
ボックス回収	—	6.3	7	6.4	7.7
イベント回収	—		4	3.9	3.9
ピックアップ回収	—		264	298.9	333.5
合計	—	6.3	275	309.2	345.1

・使用済小型家電の回収は平成25年度より開始

○有価物集団回収実績

		H24	H25	H26	H27	H28
実施団体数		522	518	511	511	501
実施回数		2,582	2,547	2,608	2,529	2,506
回収品目 (kg)	びん類	110,803	98,762	95,325	81,058	76,985
	金属・スチール	25,841	27,538	27,091	22,192	22,206
	アルミ	151,246	147,922	155,609	150,517	153,180
	古紙類	古新聞	6,095,220	5,746,312	5,675,328	5,126,438
		雑がみ	2,597	5,962	12,758	10,358
		古雑誌	1,543,215	1,445,391	1,510,691	1,381,718
		ダンボール	1,191,143	1,177,708	1,261,749	1,195,301
		牛乳パック	37,693	36,327	35,002	32,834
	古着・古布		271	8,891	44,279	41,838
	その他		86	375	634	672
回収量 (kg)		9,158,115	8,695,188	8,818,465	8,042,925	7,683,137
奨励金額 (円)		73,253,380	69,550,490	70,536,030	64,333,890	61,454,870

○市内のごみ資源化実績 (単位：t)

	H24	H25	H26	H27	H28
紙類	14,356 (段ボール 2,736)	13,903 (段ボール 2,728)	13,927 (段ボール 2,849)	13,021 (段ボール 2,795)	12,498 (段ボール 2,578)
紙パック	111	104	100	107	109
金属類	2,722 (缶 453)	2,666 (缶 413)	2,617 (缶 382)	2,515 (缶 347)	2,508 (缶 514)
ガラス類	1,911	1,843	1,949	2,054	1,926
ペットボトル	586 (収集 678)	583 (収集 665)	593 (収集 640)	574 (収集 633)	551 (収集 617)
白色トレイ	1	1	1	1	1
布類	1	9	47	43	43
合計	19,688	19,109	19,233	18,315	17,636

・紙類実績から紙パック分は除く

○使用済自動車の再資源化等に関する登録許可数等

	H24	H25	H26	H27	H28
登録件数	135	124	111	109	110
許可件数	32	29	19	17	17
立入検査・指導回数	5	18	29	28	22

○給食残渣の堆肥化実施校等の数

	H24	H25	H26	H27	H28
校園所	54	84	63	62	62
給食センター	1	2	2	3	3

○学校給食残渣等回収量（単位：t）

	H24	H25	H26	H27	H28
回収量	266	359	353	383	304

○環境パトロールの実施実績

ごみ集積場の適正な管理ときれいな街づくりの推進を目的としたパトロール

	H24	H25	H26	H27	H28
実施回数	30	30	30	29	30
参加人数	552	659	686	512	537

資源物集積場の資源の持ち去り防止を目的としたパトロール

	H24	H25	H26	H27	H28
実施回数	18	18	17	18	—

- ・ごみステーションへの見守りカメラ設置による対策の充実に伴い、平成27年度をもって資源の持ち去り防止パトロールを終了

（２）廃棄物の適正処理

○廃タイヤ・廃バッテリーの回収実績

	H24	H25	H26	H27	H28
実施回（日）数	6	6	6	7	5
タイヤの本数	1,387	1,450	1,521	1,980	1,715
ホイールの本数	671	765	793	1,108	1,037
バッテリーの個数	83	120	111	181	109
消火器の本数	164	192	145	252	182

○ごみステーション不法投棄物回収実績（単位：台）

	H24	H25	H26	H27	H28
冷蔵（凍）庫	41	59	51	45	45
エアコン	5	0	4	0	3
テレビ	490	395	307	301	228
洗濯機（乾燥機）	25	35	46	41	34

○産業廃棄物の不法投棄等不適正処理取締り実施実績

	H24	H25	H26	H27	H28
パトロール日数	246	200	244	243	243
休日等監視パトロール日数（委託）	104	104	98	96	93
行政職員休日監視パトロール日数	—	4	3	4	5
調査・指導件数	413	266	179	222	171
排出事業者指導件数	32	56	59	62	62
県警スカイパトロール回数	4	6	6	7	6

○産業廃棄物処理業者への立入検査の実施状況（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28
抜打立入検査	26	28	25	27	27
通告立入検査	9	7	8	10	10
定期検査	0	1	2	3	3
その他の立入検査	3	5	15	10	10

○建設リサイクル法に関する届出の受付実態（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28
民間工事	943	986	977	869	951
公共工事	410	377	341	503	369

（３）循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備

○ごみ焼却熱を活用した発電所への蒸気供給量（単位：t）

	H24	H25	H26	H27	H28
蒸気供給量	252,279	273,087	251,933	254,382	236,550

(4) 環境に配慮した消費生活の推進

○市の品目別グリーン購入実績（単位：％）

	H24	H25	H26	H27	H28
コピー用紙・ 印刷用紙	99.7	99.7	99.7	99.6	99.1
外注印刷物	98.8	99.3	99.4	99.5	99.7
衛生用紙	99.9	100	99.9	99.9	99.9
文具	99.6	99.2	98.8	98.9	98.3
OA 機器	97.4	99.8	98.1	97.4	97.9
繊維・被服等	99.9	99.9	99.7	95.2	99.8
電気器具類	88.7	88.2	95.2	94.7	99.2
日用品類	97.2	96.7	98.6	97.5	98.8
その他	91.8	91.6	94.8	92.4	96.6

2 良好な生活環境を守るまちづくり

(1) 大気汚染・悪臭への対策

○大気環境基準達成率（単位：％）

	H24	H25	H26	H27	H28
大気環境基準達成率	90.0	88.2	81.8	90.9	90.5

○一般環境/自動車排出ガスに係る環境基準達成状況（達成地点/測定地点）

	H24	H25	H26	H27	H28
二酸化硫黄（SO ₂ ）	3/3	2/2	3/3	3/3	2/2
二酸化窒素（NO ₂ ）	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
一酸化炭素（CO）	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
光化学オキシダント（O _x ）	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
浮遊粒子状物質（SPM）	4/4	2/2	3/4	4/4	4/4
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	—	0/0	1/2	2/2	2/2
光化学オキシダント注意報 発令回数	0	2	4	6	1

・微小粒子状物質は平成 25 年度より測定を開始。

ただし、同年度は評価できる測定時間に達成しなかったため、実績なし。

○有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況（達成地点/測定地点）

	H24	H25	H26	H27	H28
ベンゼン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
トリクロロエチレン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
テトラクロロエチレン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
ジクロロメタン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2

○酸性雨の調査測定結果

	H24	H25	H26	H27	H28
降水の pH	5.2	4.7	5.4	5.0	5.2
降水の伝導率（uS/cm）	14	37	22	24	1772
降水の硫酸イオン（umol/L）	16	51	25	38	21
降水の硝酸イオン（umol/L）	34	58	37	41	46

○ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場への立入検査

	H24	H25	H26	H27	H28
立入検査件数	46	43	62	44	63
指導件数	19	21	17	16	40

○大気汚染相談への対応実績

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	0	2	3	0	2

○悪臭相談への対応実績

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	3	3	6	3	1

○畜産複合環境対策の助成実績

	H24	H25	H26	H27	H28
助成組合数	3	3	3	3	2

○畜産環境対策の助成実績

	H24	H25	H26	H27	H28
助成農家数	68	67	59	61	53

(2) 水質汚濁、土壌汚染への対策

○浄化槽設置補助実績

	H24	H25	H26	H27	H28
5人槽件数	255	279	227	226	212
7人槽件数	113	111	97	83	56
10人槽件数	10	8	8	5	1
合計	348	398	332	314	269
補助金交付金額(円)	79,485,000	88,889,000	73,300,000	67,590,000	65,810,000

○下水道(汚水)整備実績

	H24	H25	H26	H27	H28
整備面積(ha)	6,339	6,382.73	6,442.68	6,515.64	6,578.07
使用可能市民数(人)	266,728	267,623	270,020	271,418	273,240
普及率(%)	71.2	71.5	72.0	72.37	72.96

○農業集落排水設置状況

	H24	H25	H26	H27	H28
農業集落排水 設置済人口	3,679	3,633	3,600	3,553	3,536
農業集落排水 区域内人口	4,630	4,554	4,504	4,482	4,413

○河川及び地下水における環境基準達成状況(達成地点/測定地点)

	H24	H25	H26	H27	H28
河川のBOD75%値	16/18	16/18	14/18	17/18	16/18
河川のpH	18/18	17/18	18/18	17/18	16/18
河川のDO	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18
河川のSS	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18
河川の大腸菌群数	8/14	0/14	4/14	0/14	2/14
地下水の健康項目 (28項目)	16/18	17/17	17/18	13/17	16/18

○特定施設を設置している工場・事業場への立入検査

	H24	H25	H26	H27	H28
立入検査件数	239	262	184	158	159
指導件数	15	11	6	8	7

○し尿汲取り補助実績（単位：円）

	H24	H25	H26	H27	H28
補助実績	8,796,084	8,368,372	7,899,600	6,833,056	5,870,984

○し尿車購入補助実績（単位：円）

	H24	H25	H26	H27	H28
補助実績	2,716,000	2,490,000	0	2,566,000	2,566,000

○移動トイレの貸出・使用実績

	H24	H25	H26	H27	H28
貸出日数	35	40	32	22	49
使用人員	32,110	36,100	34,520	26,700	82,390

（３）騒音・振動への対策

○騒音環境基準達成率（単位：％）

	H24	H25	H26	H27	H28
騒音環境基準達成率	80	80.0	91.4	88.6	85.7

○騒音に係る環境基準達成状況（達成地点/測定地点）

	H24	H25	H26	H27	H28
昼間（6:00-22:00）	33/35	32/35	34/35	33/35	33/35
夜間（22:00-6:00）	28/35	28/35	32/35	31/35	30/35

○騒音の測定結果（達成地点/測定地点）

	H24	H25	H26	H27	H28
自動車騒音の要請限度適合状況	18/18	4/4	4/4	3/3	—
新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況（25m地点）	1/11	4/11	1/9	2/9	2/9

・自動車騒音の要請限度適合状況は過年度の達成状況を鑑み、平成28年度は定期測定未実施。

○特定建設作業の届出件数

	H24	H25	H26	H27	H28
届出件数	73	84	79	72	69

○特定施設を設置している工場・事業場数

	H24	H25	H26	H27	H28
騒音特定施設数	610	610	602	585	596
振動特定施設数	548	550	543	531	540

○立入検査した事業場数

	H24	H25	H26	H27	H28
騒音特定施設数	10	17	17	17	13
振動特定施設数		17	17	17	11

○原因者に対する防音・防振対策の指導件数

	H24	H25	H26	H27	H28
騒音指導件数	6	6	4	5	3
振動指導件数	2	2	0	0	0

(4) 化学物質による環境汚染への対策

○ダイオキシン類に係る環境基準達成率（単位：％）

	H24	H25	H26	H27	H28
ダイオキシン類に係る環境基準達成率(大気・河川水・河川の底質・土壌)	100	100	100	100	100

○ダイオキシン類の環境基準達成状況（達成地点/測定地点）

	H24	H25	H26	H27	H28
大気	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
河川水	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
河川の底質	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
土壌	7/7	4/4	4/4	4/4	4/4

○アスベスト含有建築物等の解体等の届出件数

	H24	H25	H26	H27	H28
届出件数	12	9	3	3	13

○化学物質排出移動量届出件数

	H24	H25	H26	H27	H28
届出件数	120	125	121	121	122

(5) 放射性物質への対策

○空間放射線量測定器の無料貸出し件数

	H24	H25	H26	H27	H28
貸出件数	345	47	25	24	12

○市内を流通する食品等の放射性物質検査実施実績

	H24	H25	H26	H27	H28
検査食品数	40	30	25	20	15

○市内各浄水場における水道水中の放射性物質に係る検査結果

	H24	H25	H26	H27	H28
検査結果	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

○学校のプール水の放射性物質測定実施実績

	H24	H25	H26	H27	H28
小学校数	2	2	2	2	2
中学校数	1	1	1	1	1

3 地球環境に配慮するまちづくり

(1) 地球温暖化対策

○市内循環バスぐるりん運行実績

	H24	H25	H26	H27	H28
年間利用人数	569,208	590,874	616,062	647,880	662,233

○市営自転車駐車場（有料8箇所）利用台数

	H24	H25	H26	H27	H28
利用台数	154,449	158,090	161,357	152,388	152,890

○レンタサイクル貸し出し実績（単位：台）

	H24	H25	H26	H27	H28
群馬八幡駅	122	95	108	116	110
倉賀野駅南口	472	311	395	328	350
高崎駅西口	2,123	1,497	1,740	1,413	1,509
北高崎駅	133	145	163	136	126
井野駅西口	195	147	123	139	166
問屋町駅貝沢口	393	466	580	554	539
問屋町駅問屋口	381	576	727	614	608

○市内の温室効果ガス排出量（単位：t-CO₂）

	H24	H25	H26	H27	H28
排出量	2,924,514	2,999,265	2,884,527	—	—

- ・市内の温室効果ガス排出量について、算定の際に用いる国及び群馬県等の統計データなどが2～3年程度遅れて公表されるため、最新の市内の温室効果ガス排出量は、平成26年度実績

○市役所の事務事業に伴って排出された温室効果ガスの排出量（単位：t-CO₂）

	H24	H25	H26	H27	H28
高浜及び吉井クリーンセンターの一般廃棄物焼却によるCO ₂ 排出量	55,744	42,257	37,258	39,430	37,875
上記のCO ₂ 排出量を除く、高崎市役所が排出する温室効果ガスすべて	50,722	55,663	53,344	52,658	48,627
合計	106,466	97,920	90,602	92,088	86,502

○住宅用太陽光発電システム導入補助実績

	H24	H25	H26	H27	H28
交付件数	1,411	1,432	894	646	637
年間出力合計（MW）	6.09	6.41	4.16	3.08	3.14
年間発電量（万kWh）	609	641	416	308	314
CO ₂ 排出削減量（t）	2,826	3,365	2,208	1,555	1,570

○小水力発電設備稼働実績

	H24	H25	H26	H27	H28
若田浄水場					
年間発電量 (kWh)	76,400 (※1)	524,770	617,250	642,190	636,911
年間 CO2 削減量 (t)	35	275	327	324	318
白川浄水場					
年間発電量 (kWh)	474,351	415,547 (※1)	470,666	468,721	421,279
年間 CO2 削減量 (t)	220	217	249	236	210

(※1) 施設改修のため小水力発電設備を停止

○電気自動車急速充電器設置場所及び利用件数

	H24	H25	H26	H27	H28
高崎市役所本庁舎	71	366	727	633	731
倉渕支所	—	—	436	295	280
箕郷支所	—	—	225	164	359
群馬支所	—	—	271	338	302
新町支所	—	—	281	345	433
榛名支所	—	—	356	195	195
吉井支所	—	—	318	208	196
はまゆう山荘	—	—	69	57	51
榛名湖温泉ゆうすげ	—	—	109	86	92

・急速充電器の充電サービスは高崎市役所本庁では平成 24 年 10 月より、その他の施設は平成 26 年 4 月より供用を開始

○間伐補助面積 (単位 : ha)

	H24	H25	H26	H27	H28
補助面積	42.74	69.24	63.54	37.05	54.52

○美しい森林づくり基板整備補助面積 (単位 : ha)

	H24	H25	H26	H27	H28
補助面積	11.48	15.17	16.46	26.92	14.06

○市有林間伐面積 (単位 : ha)

	H24	H25	H26	H27	H28
間伐面積	6.82	6.12	13.46	10.30	9.60

4 緑豊かで魅力あふれるまちづくり

(1) 公園・緑地の整備、歴史的資産の保全

○花の里親制度実績

	H24	H25	H26	H27	H28
花の里親 道路花壇数（基）	94	110	110	110	110
花の里親 登録者数（名）	111	106	109	106	99

○誕生記念樹木の贈呈実績

	H24	H25	H26	H27	H28
贈呈人数	1,777	1,784	1,810	1,803	1,797
贈呈率（%）	56	58	58	58	60

○緑化コンクールの開催実績

	H24	H25	H26	H27	H28
花いっぱいコンクール参加数（団体）	25	18	18	16	17
緑化ポスターコンクール応募数（点）	589	561	554	547	547

○市民1人当たりの都市公園面積（㎡）

	H24	H25	H26	H27	H28
市民1人当たりの都市公園面積	21.3	21.3	21.28	21.29	21.35

○特別緑地保全地区等の指定・管理

	H24	H25	H26	H27	H28
特別緑地保全地区					
地区数	4	4	4	4	4
合計面積（ha）	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6
一般緑地					
地区数	9	9	9	9	9
合計面積（ha）	102.81	102.81	102.81	102.81	102.81

(2) 里地里山の保全

○農地利用集積促進奨励実績

	H24	H25	H26	H27	H28
交付人数	85	78	80	68	70

(3) 自然環境の保全

○水源かん養林造成実績（単位：ha）

	H24	H25	H26	H27	H28
下刈り、間伐、除染作業面積	9.9	9.0	6.68	8.75	10.32

○保存樹木等指定件数

	H24	H25	H26	H27	H28
保存樹木本数	276	272	274	276	275
保存生垣箇所	65	67	68	70	70
保存樹林（箇所）	5	6	6	6	6
保存樹木補助件数（件）	346	343	342	347	352

5 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

(1) 環境教育・環境学習の推進

○環境ポスター展開催状況

	H24	H25	H26	H27	H28
出展作品数	342	340	345	300	417
来場者（人）	1,150	1,125	1,201	777	1,002

○こどもエコクラブ登録状況

	H24	H25	H26	H27	H28
クラブ数	10	8	8	9	12
会員登録人数	345	225	219	226	201

○たかさき学校 ISO 参加校数

	H24	H25	H26	H27	H28
参加校数	35	37	38	38	38

○水生生物調査の参加者

	H24	H25	H26	H27	H28
参加人数	99	61	106	78	70

(2) 市民・市民団体・事業者との連携

○中小企業に対するISO（国際標準化機構）等認証取得支援実績（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28
ISO14001	3	1	2	1	3
エコアクション	6	1	1	0	0

○中小企業に対する新エネルギーの施設整備等を対象とした融資実績

	H24	H25	H26	H27	H28
申請件数	1	0	3	0	3
融資金額（万円）	0	0	4,180	0	42,600,000

実現に向けた施策の所管

実現に向けたまちづくり	基本施策	具体的な取り組み	説明	所管課
資源が循環する環境にやさしいまちづくり	適正な排出の推進	ごみの減量と資源化の推進	リデュース（発生抑制）の推進 ・3切り運動の推進など、ごみ減量に向けた周知・啓発 ・生ごみ処理機器の利用促進 リユース（再使用）の推進 ・リサイクルバザーの実施 ・粗大ごみのうち再使用可能な良品を希望者に譲り渡す粗大ごみリユースイベントの開催 リサイクル（再生利用）の推進 ・ごみの分別収集 ・使用済小型家電の回収 ・有価物集団回収の推奨 事業系ごみの減量・資源化の推進 ・学校給食残さ生ごみの堆肥化 ・給食の牛乳パックリサイクル ・使用済自動車の再資源化等の推進	一般廃棄物対策課 健康教育課 産業廃棄物対策課
		ごみの不適正排出の抑制	・ごみステーション見守りカメラの設置	一般廃棄物対策課
		ごみ排出方法の周知・啓発	・ごみ集積所のパトロールの実施 ・ごみかわら版の全戸配布 ・ごみアプリの活用	一般廃棄物対策課
	廃棄物の適正処理	一般廃棄物の適正処理の推進	・一般廃棄物処理施設の適正な管理運営 ・一般廃棄物収集運搬許可業者への、廃棄物の適正排出及び適正処理に関する指導 ・乾電池や蛍光灯等の廃棄物に含有されている水銀の適正な処理	一般廃棄物対策課 高浜クリーンセンター
		産業廃棄物の適正処理の推進	・排出事業者に対する適正処理の啓発 ・特定建設資材の適正処理 ・産業廃棄物処理業者等に対する指導・監督 ・産業廃棄物の不適正処理、不法投棄防止対策	産業廃棄物対策課 建築指導課
		PCB 廃棄物の適正処理の推進	・PCB 保有事業者への期限内処理に向けた指導・啓発 ・PCB 廃棄物未処理事業者及びPCB 使用製品設置事業者の掘り起こし調査	産業廃棄物対策課
	循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備	将来に向けた一般廃棄物処理施設の整備	・高浜クリーンセンターの建替え ・エコパーク榛名の施設設備の一部補強 ・し尿処理施設などの一般廃棄物処理施設の計画的な整備	環境施設整備室
		エネルギーを有効利用する処理施設の運用	・ごみ焼却熱エネルギーの有効利用	高浜クリーンセンター 環境施設整備室

実現に向けたまちづくり	基本施策	具体的な取り組み	説明	所管課
資源が循環する環境にやさしいまちづくり	環境に配慮した消費生活の推進	食品ロス削減の推進	家庭に向けた食品ロス削減の推進 ・食材を無駄にしない料理教室の実施 ・消費者団体等による啓発活動 飲食店に向けた食品ロス削減の推進 ・たかさき食品ロス0（ゼロ）協力店への賛同	市民生活課
		グリーン購入の推進	・環境に配慮した物品調達の推進	環境政策課
良好な生活環境を守るまちづくり	大気汚染・悪臭への対策	大気環境の保全	大気環境の実態把握 ・一般環境大気／自動車排出ガスの測定 ・有害大気汚染物質の測定 ・酸性雨の調査測定 大気汚染の防止 ・ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場への立入検査の実施 ・市民からの大気汚染に関する相談への対応 ・高浜クリーンセンターから発生するばい煙の監視・測定 ・麦わらの焼却防止対策 市民への注意喚起 ・光化学オキシダント、PM2.5に関する注意報発令時への備え	環境政策課 高浜クリーンセンター 農林課
		悪臭の防止	・工場・事業場から発生する悪臭についての立入検査の実施 ・市民からの悪臭に関する相談への対応 ・効果的な畜産環境対策	環境政策課 農林課
	水質汚濁、土壌汚染への対策	水環境の保全	河川などにおける水質の実態把握 ・市内河川の常時監視の実施 ・地下水の水質調査の実施 ・工場・事業場などにおける水質汚濁の防止 ・特定施設を設置している工場・事業場への立入検査の実施 ・市民からの水質汚濁に関する相談への対応 生活排水による水質汚濁の防止 ・合併処理浄化槽の新設や単独処理浄化槽等から合併浄化槽への転換の促進 ・適切な下水の浄化处理 ・下水道の整備・農業集落排水への加入の促進 ・適正な汲取り業の実施 ・移動式トイレの無料貸出 緊急時の備え・河川への油類流出などの緊急時への備え	環境政策課 一般廃棄物対策課 施設課 整備課 田園整備課
		土壌環境の保全	・法に基づく区域指定などの土壌汚染対策法の円滑な施行 ・市民からの土壌汚染に関する相談への対応 ・市民や事業者に対する必要な情報提供	環境政策課

実現に向けたまちづくり	基本施策	具体的な取組み	説明	所管課
良好な生活環境を守るまちづくり	騒音・振動への対策	騒音・振動の防止	・騒音の監視・測定 ・新幹線鉄道騒音等の被害緩和対策の要請 ・特定建設作業の騒音・振動の低減に向けた指導 ・特定施設を設置している工場・事業場への立入検査の実施 ・市民からの騒音・振動に関する相談への対応	環境政策課
	化学物質による環境汚染への対策	化学物質による環境汚染の防止	・ダイオキシン類による汚染状況の監視・測定 ・特定施設を設置している工場・事業場及び特定工事現場への立入検査の実施 ・アスベスト含有建築物等の解体等に関する指導・啓発 ・市民からの化学物質による環境汚染に関する相談への対応	環境政策課
	生活環境への対策	有害鳥獣への対策	・有害鳥獣による市民生活への被害に対する捕獲用具の貸出し等の間接的な捕獲防除支援	環境政策課
		無秩序な土砂等の堆積防止	・土砂等の堆積に関する規制の実施	開発指導課
	放射性物質への対策	放射線量などの把握	・空間放射線量の定点測定	環境政策課
		市民への空間放射線量測定器の無料貸出し	・空間放射線量測定器の貸出し	環境政策課
		健康に係わる信頼の確保	・焼却施設等における放射性物質の測定 ・下水汚泥の測定 ・プール水の放射性物質測定 ・水道水中の放射性物質の検査の実施 ・市内で生産、製造、流通する食品の放射性物質検査の実施 ・小学校・保育園等における給食放射性物質検査の実施	一般廃棄物対策課 施設課 健康教育課 浄水課 生活衛生課
	地球温暖化対策	地域交通の利用促進	・ぐるりんやはるバス、自家用有償バスの運行 ・高崎まちなかコミュニティサイクルの実施 ・放置自転車を再利用したレンタサイクルの無料貸出 ・市営自転車駐車場の管理運営 ・鉄道網の維持、利便性向上のための修繕に対する支援	地域交通課 吉井支所 地域振興課 産業政策課

実現に向けたまちづくり	基本施策	具体的な取り組み	説明	所管課
地球環境に配慮するまちづくり	地球温暖化対策	省エネルギーの推進	・公共施設における節電と省エネルギーの推進 ・電気自動車などの普及促進 ・公共施設における省エネ・コジェネ設備等の導入 ・町内会や商店街団体が設置（改修）する街路灯のLED化の推進 ・大規模非住宅建築物の省エネ基準適合判定や省エネ基準に適合している旨の表示等の誘導措置による建築物の省エネ性能向上の推進 ・市民や事業者などへの情報発信	教育総務課 環境政策課 企画調整課 商工振興課 建築指導課
		再生可能エネルギーの活用	・太陽光発電システムの普及促進 ・公共施設における再生可能エネルギーなどの導入 ・その他再生可能エネルギーの導入に向けた調査研究	環境政策課 浄水課
		CO2吸収源である森林の整備保全	・適切な間伐の促進 ・森林の広葉樹林化の推進	農林課
緑豊かで魅力あふれるまちづくり	公園緑地の整備、歴史的資産の保全	緑化の推進	市民の緑化意識の高揚 ・花の里親制度の実施 ・苗木等の配布・誕生記念樹の贈呈 ・緑化コンクールの実施 民有地の緑化推進 ・生垣づくりの奨励 公共施設の緑化推進 ・植栽工事等の実施 緑化活動団体の支援 ・緑化活動団体への支援	公園緑地課
		公園・緑地の適正な整備	・公園や緑地の適正な配置 ・特別緑地保全地区や一般緑地の指定・管理 ・河川緑地の整備や河川敷の有効利用	公園緑地課
		史跡と貴重な動植物の保全保護	歴史的資産の保全 ・上野三碑などの歴史的資産の保全 貴重な動植物の保護育成 ・天然記念物などの貴重な動植物の保護育成	文化財保護課
	里地里山の保全	農地の保全	・農地の借り手を奨励することによる、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の育成・確保 ・中山間地域の農用地に対する地域の集落への支援	農林課
		里山の整備	・野生鳥獣の隠れ場となっている竹やぶ等の整備	農林課
	自然環境の保全	生物多様性への理解の促進	・生物多様性に関する情報の掲載など生き物の豊かな個性を守るための周知	環境政策課
		水源かん養林の保全	・河川流量の安定確保、水質安定維持	経営企画課

実現に向けたまちづくり	基本施策	具体的な取り組み	説明	所管課
緑豊かで魅力あふれるまちづくり	自然環境の保全	自然環境と再生可能エネルギー発電設備との調和	・特に環境、景観等に配慮すべき地区を特別保全地区として指定	開発指導課
		保存樹木の指定	・美観上特に優れた樹木や樹林を保存樹木として指定	公園緑地課
自ら環境を考え人がつながるまちづくり	環境教育・環境学習の推進	環境教育の推進	児童生徒への環境教育の推進 ・市独自の副読本「地球とともに」を用いた、本市の実態に即した環境教育の実施 ・市内の小学校を対象とした、たかさき学校 ISO の実施 ・市内の小学生を対象とした、水生生物調査学習会の実施 ・市内の小・中学生を対象に森林環境教育を学ぶ観察会の実施 学校における環境活動の推進 ・日常の学校生活の中で行われている環境活動に関するパネル展示の実施 ・自主的な市内各校の取り組みとしてペットボトルキャップなどの回収の実施	環境政策課 農林課 学校教育課
		環境学習の推進	市民の環境学習の推進 ・市の職員などを講師として市民の学習会等に派遣する出前講座の実施 家庭での環境学習の推進 ・環境ポスター展の開催 ・こどもエコクラブに対する活動の支援	環境政策課 社会教育課
	市民・市民団体・事業者との連携	高齢者などへの支援	・単身高齢者等などへの生活支援策についての研究	一般廃棄物対策課
		環境保健協議会との連携	・地域で活躍する環境保健協議会との連携	環境政策課
		たかさき環境パートナーシップ会議との連携	・市民や市民団体、事業者などから成るたかさき環境パートナーシップ会議との連携	環境政策課
		高崎地区産業環境保全連絡協議会との連携	・産業公害の防止及び環境の保全に資するための高崎地区産業環境保全連絡協議会との連携	環境政策課
		環境啓発活動の充実	・市が主催する環境に関するイベントの開催 ・企業、市民団体等と連携し、高崎駅周辺などでごみの清掃活動や、ポイ捨て防止の啓発活動の実施	環境政策課 一般廃棄物対策課
		中小企業環境保全活動への支援	・中小企業に対する環境マネジメントシステムの認証取得に関する支援及び研修会の実施 ・中小企業における、新エネルギーの施設整備や公害を防止するための施設整備等を対象とした融資の実施	産業政策課 商工振興課